

基本方針3

人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現

人権は、すべての人間が幸福な生活を送るために欠かすことのできない権利であり、現在だけでなく将来にわたってすべての人に保障されるべきものです。

そのため、あらゆる教育の機会において人権尊重の理念を浸透させることで、多様性を認め合いながら、個人それぞれのよさを生かして、互いに協働し高め合うことのできる社会を実現することをめざしています。

人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域が一体となって社会的課題の解決に取り組むとともに、社会における様々な立場の人が、それぞれの豊かな経験や知識・技能を、次世代の育成支援や地域の人材育成に活用する取組を推進します。

1 学校・家庭・地域の連携の推進

「とくしま教育の日」関連行事の開催により、県民の方々の教育に対する理解を深めるとともに、子どもたちの基本的な生活習慣の形成支援、放課後や休日における安全安心な居場所づくりを通して、学校・家庭・地域が一体となった教育体制づくりを進めます。

また、人権に関する学習活動や交流・体験活動を進める総合的な取組を学校・家庭・地域が一体となって推進し、人権尊重の学びの場をつくり、人権意識を高め、人権問題解決への行動力を育成し、その成果の普及を図ります。

施策1 【学校・家庭・地域の連携】

現 状

- 平成16年に「とくしま教育の日を定める条例」を制定し、とくしま教育の日（週間）を中心に、10月から11月にかけて、県民の教育に対する理解を深めるための様々な取組を学校や市町村、教育関係団体等で実施しており、地域住民や保護者など県民が参加できる事業として定着してきています。
- 放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用し、地域人材の参画のもと、学習・スポーツ・文化活動や交流活動等を通して、放課後の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを行う「放課後子供教室^{*1}」の開設を推進し、現在（平成27年度）、県立德島聴覚支援学校の取組を含め、県内52か所で教室が開催されるなど、放課後等に子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりが広まっています。また、総合的な放課後対策として、福祉部局が推進する「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）と連携した取組（放課後子ども総合プラン^{*2}）を推進しています。

*1 放課後子供教室：余裕教室等を活用し、放課後の子供の安心・安全な居場所を確保し、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等、多様な学びや体験活動を実施する教育活動の場。

*2 放課後子ども総合プラン：共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を推進するために平成26年7月に制定された。

- 子どもの読書活動を推進するため、平成26年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第三次推進計画〕」を策定し、「とくしまの子どものためのブックリスト100プラス!」、
「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100ジャスト!」の普及、活用やお話し会・講演会の開催、読み聞かせボランティアの養成等を行うことにより、子どもの読書活動推進の気運が高まっています。
- 学校・家庭・地域が一体となって、人権教育の総合的な取組を進めるために、「人権教育総合推進地域」を指定し、地域全体で人権意識を培う実践的な研究を進めています。
- 学校や家庭、地域における人権研修や学習活動で活用できる人権教育資料を作成しています。

課題

- 「とくしま教育の日(週間)」の事業内容の充実と発展に努めるとともに、学校教育及び社会教育の振興に社会全体で取り組むために、さらに広く県民に事業を普及、啓発する必要があります。
- 県内15市町村において、「放課後子供教室」が開設されており、新規に教室が開設される一方で、教室の運営支援者である教育活動推進員や教育活動サポーターの人員確保が難しい地域があります。
- 子どもの読書活動推進に関して、県民からの意見を反映させた推進活動によって、県民総ぐるみで取り組む子どもの読書活動推進の気運を高めていく必要があります。
- 子どもの育成にかかわる様々な人々や関係機関が連携・協力して、自分も他の人も大切にできる人権教育に取り組む必要があります。
- 人権について学ぶことができる多様な学習機会や学習資料を提供するとともに、協力的・参加的・体験的な学習活動の充実が必要です。

今後の取組

- 「とくしま教育の日」にふさわしいシンボルマークを活用し、広報及び啓発に努めるとともに、より効果的な事業を実施します。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子どもの安心・安全な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、多様な学びや体験活動を推進します。
- 平成26年10月に策定した「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第三次推進計画〕」に基づき、「子どもの読書活動」に関わる団体、ボランティア等のネットワークづくりをすすめるとともに、読書活動を推進するイベント(研修会・講演会等)を開催します。
- 学校・家庭・地域が一体となり、自分も他の人も大切にできる子どもを育てる等、人権教育の総合的な取組を推進するとともに、その成果を発表会やリーフレット等で県内に発信し、積極的に普及します。
- 幼児児童生徒や保護者、地域住民の人権尊重の理念の浸透を図るために、実践的に研究するモデル事業を実施するとともに、今日的な人権課題や地域の実情に応じた人権教育資料の作成及び既存の人権教育資料の活用促進を図っていきます。

施策2 【家庭の教育力の向上】

現 状

- 子どもたちの健全育成を目的に、学校・家庭・地域の連携の要としての役割を果たすPTA活動の育成と活性化を図るため、PTA会長・指導者に対する研修会を行うとともに、校種別の家庭教育研修会を実施しています。
- 家庭の教育力の向上に向けて、「父親」を対象とした家庭教育・地域教育参画を促進するための講座を実施しています。また、保護者にとって最も身近な「祖父母」世代を対象とした支援者の養成を行い、更に、次世代において親となる「高校生」の親としての心構えを準備するため、「高校生」と乳幼児等との交流の機会を提供しています。
- 「早寝 早起き 朝ごはん」をはじめとした、子どもの基本的な生活習慣確立の気運を高めるため、夏期休業を中心とした「早寝 早起き 朝ごはん」とエコ活動」の取組事例を募集・表彰するなどにより、「早寝 早起き 朝ごはん」運動が学校、PTAにおいて浸透してきています。

課 題

- 保護者自身の教育力の向上を図るとともに、特に各地域における家庭教育に関する研修会等で中核となる人材を養成する必要があります。
- 「早寝 早起き 朝ごはん」運動を個人から家庭、家庭から地域へ、広げていく必要があります。

今後の取組

- PTA会長・指導者研修会及び家庭教育研修会の成果が、学校や家庭での学びに活かせるよう、研修内容の検討と充実を図ります。
- 地域における家庭教育に関する研修会等で中核となる人材を養成するために、「家庭教育推進学習のファシリテーター（推進リーダー）」の養成講座を開催します。また、社会全体で家庭教育を支援する気運の醸成を図る「家庭教育フォーラム」を実施します。
- 父親の家庭教育・地域教育参画を促進する講座や次世代において親となる高校生を対象に乳幼児等と交流する機会を提供するとともに、保護者にとって最も身近な支援者である祖父母世代を対象とした支援者の養成を行います。
- 子育てに悩む保護者をはじめ、祖父母、県民が誰でも学べる家庭教育に関する学習機会を提供します。
- 「早寝 早起き 朝ごはん」をはじめとした、子どもの基本的な生活習慣確立の気運を高めるため、夏期休業を中心とした「早寝 早起き 朝ごはん」とエコ活動」の取組を募集・表彰します。

2 とくしまの教育力の活用

地域住民の教育支援活動への参画を通して、地域ぐるみで子どもたちを育てる気運の醸成を進めます。また、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、学校評価の成果・課題等を集約して市町村教育委員会及び学校に指導・助言・啓発を行うとともに、学校や地

域の実情を踏まえた実効性のあるコミュニティ・スクール^{*1}の制度活用ができるように積極的な情報提供等を行います。

施策1 【学校の応援団づくり】

現状

- 平成20年度から、コーディネーター^{*2}の配置などによる学校支援ボランティアの組織化、「学校支援地域本部^{*3}」設置を進め、現在（平成27年度）、7市町に19本部が設置されるなど、地域が学校を支援する体制づくりが広がっています。
- 本県独自の制度として、平成23年度から、学校支援活動を行う地域団体の連携組織を「学校の応援団」として認証する「学校サポーターズクラブ^{*4}認証制度」に取り組んでおり、平成27年度は、全市町村において74クラブを認証し、地域が学校を支援する気運が高まっています。
- 各小・中学校教員や保護者などを対象に、地域による学校支援事例の発表等を行う「学校・家庭・地域連携支援セミナー」を開催し、地域人材による学校支援ボランティア活動への理解が広がっています。
- 地域からの学校支援を推進する専門的人材として養成・認定した学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト^{*4}を、地域の特性に応じて小学校区等に派遣しています。

課題

- 「学校支援地域本部」の設置市町村数が7市町にとどまっていることから、「学校支援地域本部」の立ち上げ・運営について未設置の市町村・学校の理解を広める必要があります。
- 地域の団体の連携による学校支援組織である「学校サポーターズクラブ」の活動の充実を図るため、「学校サポーターズクラブ」制度の広報周知をより一層行う必要があります。
- 「学校支援地域本部」・「学校サポーターズクラブ」による学校支援活動の充実を図るため、各「本部」・クラブに対して学校支援活動に関する情報提供や支援を行うことが必要です。

今後の取組

- 学校・家庭・地域の連携協力のもと、地域の教育力を向上させるため、地域ぐるみの学校支援事業（学校支援地域本部の設置）の取組、学校サポーターズクラブの認証をさらに推進し、全市町村において学校サポーターズクラブの拡充を図ります。

*1 コミュニティ・スクール：教育委員会から任命された保護者や地域住民等が、合議制の機関である「学校運営協議会」を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組。

*2 コーディネーター（学校支援地域本部）：学校支援地域本部において、学校・地域関係者からなる地域教育協議会からの学校支援ボランティア派遣並びにボランティアとの合同行事開催の要請等を受け、ボランティアの募集・登録、派遣のための連絡調整を主に行う者。

*3 学校支援地域本部：地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、教員が子どもと向き合うことのできる時間の増加、住民等の学習成果を活用する機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ることを目的とし、中学校区程度に設置され、学校・地域関係者からなる地域教育協議会、地域コーディネーター、学校支援ボランティアから構成される組織。

*4 学校サポーターズクラブ：地域による学校支援をさらに促進するため、本県独自の取組として、平成23年度に創設した制度により認証したもので、地域の自治体、婦人会、青年団、老人クラブ、ボランティアグループ等の既存団体による連携・連合体。

*4 学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト：これまでの各種講座等で学んだ学習成果・学習歴を活かし、各地域の学校・家庭・地域の連携を推進することにより、地域の教育力を高めるとともに、地域の絆を強め、その絆のもと防災をはじめとした「まちづくり」を支援する人材。

- 地域人材による学校支援ボランティア活動への理解をさらに広めるため、地域における学校支援事例の発表、研究等を行う「徳島県社会教育研修大会」の充実を図ります。

施策2 【開かれた学校づくり】

現 状

- コミュニティ・スクールについては、文部科学省委託事業である調査研究事業を受けたモデル校が平成24年度までに13校あり、調査研究後、町教育委員会からコミュニティ・スクールの指定を受けた学校が5校です。調査研究及び指定を受けた学校においては、地域の意見を学校運営に生かした開かれた学校づくりに向けた取組ができるようになっていきます。
- 学校評価^{*1}においては、実施状況調査を行い、実施状況や成果及び課題を明らかにするとともに、集計・分析結果を市町村教育委員会や各学校に通知して、学校評価の充実改善に向けた取組を推進しています。学校関係者評価^{*2}については、すでにすべての公立学校で実施されており、その継続・定着に向けて取り組んでいます。
- 各県立学校では、スーパーオンリーワンハイスクール事業・「NIPPON」探究スクール事業などを通じて、各校の特色を活かした「開かれた学校づくり」に取り組んでいます。

課 題

- コミュニティ・スクールにおいては、現在の取組を継続的なものにしていくための工夫や学校運営協議会^{*3}のメンバーに幅広く人材を確保すること、地域連携コーディネーターの多忙化を改善するなどの必要があります。
- 学校関係者評価結果については、さらに広く公表する必要があります。
- 各県立学校の特色を活かした「地域開放」の在り方について検討する必要があります。

今後の取組

- コミュニティ・スクールにおいては、指定及び調査研究を受けた学校における成果や課題を明らかにするとともに、その結果を広く公開・周知していきます。併せて、コミュニティ・スクールを導入していない市町村教育委員会や学校に対しても、実態及び意識調査を行い、その調査結果に基づき、それぞれの学校や地域の実情を踏まえた実効性のある制度活用ができるように積極的な情報提供等を行います。
- 学校評価においては、公立学校における実施状況調査を実施し、各学校での成果・課題等を集約し、市町村教育委員会及び各学校に周知するとともに、指導・助言・啓発を行います。
- 地域開放プランにおいては、これまでの学校と地域との交流活動を発展させ、学校の特

*1 学校評価：自己評価、学校関係者評価、第三者評価を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を楽しめるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組。

*2 学校関係者評価：保護者や地域住民などの学校関係者が、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行う評価。

*3 学校運営協議会：法律に基づき、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することで、地域に開かれ、地域に支えられるより良い学校づくりを実現するために、市町村教育委員会が設置する合議制の機関。

色を活かした地域貢献活動に取り組めます。

- 地域に根ざした学校づくりを進めている高等学校において、文化芸術とスポーツによる地域と連携した取組を実施します。

3 幼児期の成長を支える取組の推進

幼稚園と保育所、認定こども園、小学校との連携・接続を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた教育活動を推進するとともに、家庭、地域社会の教育力を生かしたネットワークを構築することにより、幼児の日々の生活の連続性を踏まえた幼児教育の充実に取り組めます。

施策1 【幼児教育の充実】

現 状

- 幼稚園等においては、「遊び」という直接的・具体的な体験を通して、興味・関心を広げ、人とのかかわり、仲間との協働的な経験、規範意識や思考力の芽生えなど、大切な学びを獲得し、生涯にわたる「生きる力」の基礎を育むための教育が行われています。
- 子どもの育ちが変化してきており、食生活など基本的な生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、集団生活にうまく適応できないなどの問題が指摘されています。
- 幼児の保護者が、相談等の必要な支援が受けられるよう、身近な人材である「祖父母」世代をはじめとした家庭教育支援者の養成を行い、それぞれの地域で活動しています。
- 幼児の基本的な生活習慣確立の気運を高める「早寝 早起き 朝ごはん」運動が、幼稚園、PTAにおいて定着してきています。
- 平成27年3月に、全ての幼児に対して質の高い教育・保育が行われるように、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」を策定しました。

課 題

- 適切な教育環境を計画的に構成し、幼児一人一人の発達課題に応じた指導を通して、健やかな成長を促していくことが幼児期の教育に求められています。
- 保護者が子育ての喜びを感じたり、その重要性に気付いたりできるよう、子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援が求められています。
- 保護者自身の教育力の向上を図るとともに、支援を必要とする保護者が、支援を受けられる社会をつくる必要があります。
- 「早寝 早起き 朝ごはん」運動を幼稚園・PTAから地域の取組に広げていく必要があります。

今後の取組

- 幼稚園・保育所・認定こども園においては、子どもたち一人一人の小学校以降の発達を見通した上で、幼児期に育てるべきことを幼児期にふさわしい生活を通してしっかりと育て、小学校以降の自ら学ぶ意欲や自ら学ぼうとする力の基礎を培う教育活動に取り組めます。特に幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っているこ

とから、生活経験や発達の過程を考慮しながら、道徳性や規範意識の芽生えを培う指導の充実を図ります。

- 幼稚園等から小学校への円滑な移行に向け、小学校教育との連携・接続を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。
- 幼稚園等施設、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮しながら連携し、ネットワークを構築することにより、幼児の日々の生活の連続性を踏まえた幼児教育を推進します。
- 学校教育のはじまりである幼稚園・幼保連携型認定こども園では、幼児期にふさわしい生活を計画的に展開し、幼児の健やかな成長を促す幼児教育を提供するため、教員の資質及び専門性の向上を目的とした研修の充実を図ります。
- 幼児を持つ保護者にとって最も身近な支援者である祖父母世代を対象とした支援者の養成を行い、幼児の保護者（父親、母親）の家庭教育を支援するとともに、県民が誰でも学べる家庭教育に関する学習機会を提供します。
- 「早寝 早起き 朝ごはん」をはじめとした、幼児の基本的な生活習慣確立の気運を高めるため、夏期休業を中心とした「早寝 早起き 朝ごはん」とエコ活動」の取組について、幼児のいる家庭、幼稚園等施設、PTA、地域からの取組を募集・表彰します。
- すべての幼児に対して質の高い教育・保育が行われるように、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」に基づき、取組を進めていきます。

施策2 【預かり保育の充実】

現 状

- 幼稚園では、地域の実態や保護者の要請に応じ、幼稚園の教育活動の一環として、教育課程に係る教育時間の終了後等に、希望する者を対象に行う「預かり保育」を実施しています。
- 預かり保育の実施率は、平成27年度調査の県内公立幼稚園実施市町村は18、実施幼稚園は110園で、実施率は89.4%、県内私立幼稚園では10のすべての園で実施しており、県全体では90.2%となっています。
- 指導体制などの条件整備に関する市町への指導・助言を行っています。

課 題

- 預かり保育の充実を図るための人員の確保が必要です。
- 保育内容の工夫・改善等の質的向上を図るために、指導体制の整備や施設等の整備が必要です。
- 幼児の心身の負担が少なく無理なく過ごせるような保育内容の工夫や環境づくり、及び安全上の配慮等が必要です。

今後の取組

- 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」に基づき、幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を図った預かり保育を推進します。
- 県内の市町に対して預かり保育に関する調査を実施し、その実施状況や課題などを把握し、保育内容の工夫や指導体制の充実・安全上への配慮等がなされるよう、各市町へ指導

- ・助言を行います。
- 県内における預かり保育の現状を、各市町に情報提供するとともに、地域のニーズに応じた預かり保育の充実を働きかけていきます。

4 社会教育における人権教育の充実

社会教育における人権教育は学校教育と相互に連携を図りつつ、生涯学習の視点に立って推進します。特に、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに対応した交流活動や研修会、研究大会等の人権に関する多様な学習活動を展開していくことを通じて、同和問題をはじめ様々な人権問題について理解を図るとともに、人権尊重の意識の高揚に努めます。

施策1 【生涯学習の視点に立った人権教育の充実】

現 状

- 各市町村等で実施された具体的な取組を持ち寄り；交流・学習するために研究大会を開催しています。
- 識字学級では、文字の習得のみにとどまらず、生活や文化を豊かにするための学習内容を盛り込むなどの取組や識字学級間、学校等との交流活動が行われています。

課 題

- 幼児期から高齢期に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフステージに対応した人権教育の充実を図り、一層の人権意識の高揚や人権感覚を身に付ける学習機会を提供する必要があります。
- 同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を視野に入れた、識字学級の交流活動の充実を図る必要があります。

今後の取組

- 人権教育の研修会や研究大会を開催し、各ライフステージにおける学習機会の確保と充実を図ります。
- 同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けての理解を深めるために、識字学級間の交流や識字学級に学ぶ交流学習の充実を図ります。

5 地域の教育に貢献する人材の育成

地域の絆を強め、地域の教育力を高めるため、人権教育や防災・減災をはじめとした地域の課題解決に取り組む人材の育成を進めます。

施策1 【人権教育推進者の養成】

現 状

- 社会教育における人権教育の推進を担う人権教育推進者を養成するための研修会を実施し、資質の向上を図っています。

課 題

- 各市町村の人権教育を充実させるために、内容や方法を検討し、企画力や指導力をもった人権教育推進者の拡大に努める必要があります。

今後の取組

- 人権教育・啓発を企画・運営する力や人権に関する指導力のある人権教育推進者の養成と確保に努めます。

施策2 【スキルを社会に還元する機会の充実】

現 状

- 平成18年度から、地域において子どもたちの体験活動、読書活動を促進する人材を養成する地域教育力再生事業「子どもの学びの場づくりコーディネーター研修」を実施し、これまで372名が研修を受講するなど、子どもたちの体験活動、読書活動推進に意欲を持つ人が増えています。
- 平成11年から家庭教育支援者の養成に取り組み、これまで1,715名が養成講座を受講し、スキルを持った多くの家庭教育支援者が各地域で活動しています。
- 平成23年度自然体験活動指導者養成事業を実施し、23名の全体・補助指導者を養成し、自然体験活動の指導者として活動しています。
- 「地域の絆ですすめる防災生涯学習プロジェクト」を実施し、養成した学校・家庭・地域連携支援スペシャリストを各地域に派遣し、各地域における地域の絆を深め、防災学習を展開する町づくりのリーダーとして活動しています。
- 県立総合大学校の受講者や各種生涯学習講座の修了生に、生涯学習情報システムの人材・指導者情報への新規登録を呼びかけ、指導者として学習成果を社会へ還元する機会を創出しています。

課 題

- これまでに養成した指導者や受講者と、受講生の活動の場や支援を必要とする地域とをつなぐ機能を高める必要があります。
- 各種の講座や、生涯学習情報システムの人材バンク、自然体験活動の場の提供に努めるとともに、取得した学習成果を様々な機会を通じて学校や社会に還元するシステムが必要です。

今後の取組

- 地域における子どもたちの様々な交流・自然体験等のコーディネータ養成のための体験活動や各種講座で学んだ学習成果を活かし、養成した学校・家庭・地域連携支援スペシャリストを派遣することによって、学習成果を還元するためのシステムを新たに構築し、地域の絆のもと地域の教育力の向上を図ります。

基本方針4

夢と希望に向かって学び続ける教育の実現

子どもから高齢者まで、県民一人一人の夢や希望を実現するために、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざします。

そのために、「いつでも」「どこでも」学べる環境づくりに取り組み、学習に関する情報提供や相談が行える体制づくりを進めるとともに、学んだことを地域社会に還元できる機会の充実に取り組みます。

また、生涯にわたってスポーツに取り組める環境の整備を推進するとともに、地域の伝統文化や文化財を活用した学びや文化芸術活動のための生涯学習関連施設の充実に取り組みます。

1 多様なニーズに対応した学習機会の提供

県民の学習意欲を高めるとともに、県民に満足を与える学習機会を提供するため、質の高い生涯学習情報を提供する体制づくりを進めます。

日本語指導が必要な児童生徒を支援するためのネットワークを作り、帰国・外国人児童生徒が、早期に効果的な日本語教育が受けられ、生き生きと学校生活を過ごすことができるようにします。

施策1 【学習支援体制の充実】

現 状

- 多様な学習情報を提供するために、県と市町村及び県内生涯学習関連施設が連携し、収集した生涯学習情報をデータベースとして集積し、インターネットを利用して情報を発信しています。
- 生涯学習情報システムでは、人材・指導者、団体・サークル、施設、視聴覚教材、マナビィセンター図書情報、講座・イベントの6種類の情報を県民に提供しています。
- マナビィセンター（総合教育センター1階）では、学習相談コーナー、図書コーナー、視聴覚ライブラリー等を設け、県民への学習支援を行うとともに、生涯学習課主催講座をはじめ各種講座を開設しています。（平成26年度マナビィセンター来館者数：49,997人、主催講座・参加者数：15講座・2,313人）

課 題

- 多様な学習機会を提供するため、県内の高等教育機関等や市町村教育委員会との連携を強化し、人材・指導者、団体・サークルの新規登録者数を増やしていく必要があります。

今後の取組

- 生涯学習情報システムでは、県民に新しい情報が提供できるように、県内の生涯学習に関する情報を収集し、随時ホームページを更新していきます。

- マナビィセンターにおいては、県民の生涯学習の拠点となるように主催講座の充実と学習支援体制の強化を図っていきます。

施策2 【帰国・外国人児童生徒に対する教育の充実(再掲)】

現 状

- 今日の急速なグローバル化が進展する時代にあつて、保護者の転居等により、海外からの児童生徒を学校へ受け入れることも急激に増えており、これに伴って日本語の理解力が壁となって学校の授業についていけないケースが生じています。
- 本県の帰国・外国人児童生徒は、県下全域に散在しており、平成22年5月、97人だったものが、平成27年5月には、314人と増加傾向にあります。
- 日本語指導が必要な児童生徒の母国語は、中国語が多く、ついでフィリピーノ語、マレー語、韓国語となっており、アジア国籍が7割を占めています。

課 題

- 学習指導要領には、「海外から帰国した児童生徒等については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと」とあり、帰国・外国人児童生徒に対する教育は、より一層必要となっています。
- 帰国・外国人児童生徒には、日本語が話せない児童生徒が多く、初期段階で日本の学校や学習の仕方等について説明することが必要です。
- 日本語指導には特殊なノウハウが必要となるため、指導者の育成が必要となります。また、各種関係団体とのネットワーク作りを進めることが大切です。

今後の取組

- 市町村と連携を図りながら早期に正しい日本語指導を行う体制を築くことで、帰国・外国人児童生徒が早く学校に適応し、学力を向上させることができるよう支援します。
- 帰国・外国人児童生徒と共に学ぶことによって、学級の他の児童生徒も異文化に対する相互理解を深め、豊かな国際感覚を養うことができるよう、学習活動の工夫改善に努めます。
- 大学や各種関係団体等とのネットワークを構築し、日本語指導者や通訳等、県内の有能な人材を有効に活用することで、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を行います。

2 学びの環境の充実

生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざすための取組を、文化の森総合公園各館をはじめ生涯学習に関連する各施設において推進します。

文化の森総合公園各館においては、文化や芸術に直接ふれあう機会の充実を図り、子どもから高齢者、障がいのある方々まで幅広く多くの県民に足を運んでいただける新鮮で魅力ある事業を実施します。

また、子どもから高齢者まで様々なライフステージ等に応じた学習環境を提供するため、公民館等の社会教育施設間の連携を進めます。

施策1 【文化の森総合公園文化施設の充実】

現 状

- 文化の森総合公園は、全国的にも類をみない「複合型文化施設」として開設され、20周年を迎えた平成22年11月には、「鳥居龍蔵記念博物館」を加え、図書館、博物館、近代美術館、文書館、二十一世紀館と合わせて6館体制となりました。
本県の芸術・文化の中核施設として、これまで、1,974万人余の利用があり、平成28年度には、来館者が2,000万人を突破する見込みです。
- 県立図書館においては、県内の図書館と連携し、「とくしまネットワーク図書館」を構築し、いつでもどこからでも県内公共図書館の蔵書の検索や、県立図書館資料のインターネットを通しての予約が可能となりました。
- 図書館、博物館、文書館においては、資料のデジタルコンテンツ化を進め、文化の森所蔵資料のICTによる活用環境の充実を図りました。
- ユニバーサルミュージアム事業や文化の森25周年事業において、わかりやすい案内板の設置や多言語表示などを行い、障がい者や外国人、高齢者にも利用しやすい施設整備を進めました。

課 題

- 文化の森の所蔵する膨大な資料を、生涯学習の資料として活用が進むよう、一層の創意工夫が求められています。
- 開館25年が経過し、展示施設の更新や建物・設備の改修・修繕が必要です。

今後の取組

- 文化の森総合公園各館においては、資料の継続的な収集に努めるとともに、調査研究の成果を生かした普及教育活動を積極的に進めます。また、県内外施設や民間との連携により、幅広い層の県民に親しまれる魅力ある企画展を実施します。
- デジタルコンテンツを効果的に活用し、文化の森の所蔵資料の活用を推進します。
- 障がい者や外国人、高齢者にも利用しやすい施設となるよう、引き続き、施設のユニバーサル化を進めます。
- 「とくしまネットワーク図書館」のシステムを更改し、検索速度の向上をはじめ、高齢者・障がい者にもやさしい画面や機能の導入など、図書館利用者の利便性の向上やサービスの充実を図ります。

施策2 【ライフステージ等に応じた学習環境の充実】

現 状

- 公民館においては、講座の開催や行事を通じて、地域住民の生涯学習の場としての活動や学校と連携することにより、児童生徒の健全育成事業が行われています。また、職員のない公民館においては、地域住民が主体的に利活用し、地域住民の学習機会を提供しています。
- 各種講座・イベント情報や、人材・指導者情報など、県内の生涯学習に関する様々な情報をインターネットで提供しています。

- 牟岐少年自然の家において、子どもの健全な育成を図るため、小・中学校に自然体験・集団宿泊体験の機会を提供しています。(平成26年度利用者数15,813人)
- 各種団体の指導者養成や地域のリーダー育成により活動の促進・充実を図るため、活動に必要な知識・技能を養う研修機会を提供しています。

課題

- 常勤の公民館館長及び公民館主事の配置など職員体制の充実を推進する必要があります。
- 地域の学習情報の発信基地として、公民館施設・設備のインターネット等のICT環境を整備する必要があります。
- 公民館同士をはじめ、社会教育施設間の連携や各種団体との連携を深める必要があります。
- 一人一人の学習活動が、健康で豊かな生活を営み、生きがいのある充実した人生となるように、学びの機会を「いつでも」「どこでも」提供していく必要があります。
- 牟岐少年自然の家は、沿岸部に位置し、海の活動を中心とした青少年体験活動施設ですが、近年は少子化により利用者が減少傾向にあります。
- 開催した研修会等の点検評価を行い、さらに充実した研修会等を計画する必要があります。

今後の取組

- 公民館職員を対象とした研修会等の内容を充実したものとし、公民館職員の意識やスキルの向上を図ります。
- 社会教育施設間の連携体制を確立し、社会教育施設を拠点とした地域住民がいつでも、どこでも学べる地域づくりを推進します。
- 生涯学習への県民の多様なニーズに対して、ワンストップサービスで対応できるように、情報収集に努め、積極的な情報発信を行い学びの機会を提供します。
- 牟岐少年自然の家を体験活動の拠点として、地域の自然や文化活動を活かした自然体験、交流体験、食育等を実施し、幅広く利用促進に努めます。
- 各種団体や地域の活動の促進・充実を図るため、ニーズに合った研修会を計画します。

3 郷土とくしまから学ぶ機会の充実

子どもたちが、郷土の自然や歴史・文化に対して理解を深めることができるよう、学校での授業・課外活動において、文化の森総合公園各館が保有する資料の活用を図るとともに、学芸員等専門職員の講師派遣をより一層進めます。

学校において、児童生徒が身近にある伝統文化や文化財に触れ、学ぶことができるよう、学習機会の充実に努めるとともに、保存団体による伝統文化・文化財の継承と活用の取組が活発になるようにします。

施策1 【郷土とくしまに気づき学ぶ機会の充実】

現 状

- 文化の森総合公園各館では、徳島の自然や歴史・文化についての資料や、徳島の歴史を語る公文書・古文書・写真、また徳島ゆかりの画家・彫刻家等の美術作品等の資料を収集・保存しています。所蔵する資料の展示や、資料の貸出、学芸員の出前授業等の普及教育活動により、郷土とくしまについて学ぶ機会を提供しています。
- 平成22年11月には、文化の森総合公園に「鳥居龍蔵記念博物館」を移転整備し、本県が生んだ偉大な人類学、考古学、民族学の先覚者である鳥居龍蔵博士の遺した貴重な資料を保存・展示し、その功績を広く紹介しています。

課 題

- 博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館の保有する資料を活用し、学校等での郷土の学習を推進することが求められています。

今後の取組

- 子どもたちが、郷土の自然や歴史・文化に対して理解を深めることができるよう、学校での授業・課外活動での文化の森総合公園の利用を促進するとともに、博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館の所蔵する資料の貸出や職員の講師派遣をより一層進めます。

施策2 【伝統文化の継承と活用】

現 状

- 多くの学校が、各教科や特別活動等において、保存団体や地域の人材を活用するなどして、阿波おどり・藍染め・人形浄瑠璃・大谷焼など、本県が全国に誇る伝統文化の継承に取り組んでいます。
- 民俗芸能など地域に伝わる文化財についても、各地の保存団体が継承と活用に努めています。
- 県教育委員会では、国の「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を紹介するなどして、郷土に伝わる伝統文化・文化財の普及、継承者の育成に努めています。

課 題

- 本県が誇る伝統文化・文化財を継承・活用するために、県民がこれらを体験し、学ぶ機会を増やす必要があります。
- 保存団体等と連携し、児童生徒が伝統文化や文化財に触れ、体験できる機会を充実させ、子どもたちに伝えていく必要があります。

今後の取組

- 学校や保存団体による、「阿波人形浄瑠璃」・「藍染め」をはじめとした伝統文化・文化財の継承と活用の取組を支援します。
- 「ふるさと文化人材バンク」を拡充することにより、児童生徒がふるさとの伝統文化や文

化財を学び、理解を深めることで、郷土とくしまを誇りに思い、愛する心を育みます。

- 「文化遺産を活かした地域活性化事業等」の活用を促すなどして、伝統文化・文化財の普及・継承に努めます。

4 文化遺産を活用した学びの場づくり

県内所在の文化財について基礎調査を行い、文化財の適切な保存・活用を図るとともに、文化財を単体ではなく、「群」として捉え、県民の参加を得ながら総合的に活用することにより、文化財を活かした地域づくりをめざす各地域の取組を支援します。

施策1 【文化財の保存と活用】

現 状

- 本県には、国指定・選定文化財95件、県指定文化財335件等の文化財があり、それぞれ適切に保存・活用されています。
- 県教育委員会は国・市町村と連携し、新たな指定に向けて調査等にあたりるとともに、貴重な文化財を後世に残すため、保存修理や整備を進めています。
- 貴重な文化財を災害から守るため、県教育委員会は「文化財災害対応マニュアル」を策定し、「文化財津波浸水予測図」を作成しました。
- 環境整備やボランティアガイドなど、住民の手で文化財を守り、活用しようという動きが広まっています。
- 国においても、地域に存在する文化財を、指定・未指定を問わず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための方策を進めています。

課 題

- 未指定文化財の中でも、重要なものは調査を進める必要があります。
- 国・県・市町村、所有者が協力して、文化財の保存修理、整備を計画的に進める必要があります。
- 「文化財災害対応マニュアル」は津波被害を想定していません。また、文化財は置かれた状況が異なるため、文化財に応じた防災対策を進める必要があります。
- 重要文化財の公開や地域の文化財めぐりなどの文化財の活用は、行政だけでなく、幅広い住民参加により進める必要があります。

今後の取組

- 県教育委員会が全県的な基礎調査、市町村が詳細調査を担当するなど役割分担をして、文化財の新指定を進めていきます。
- 国・市町村との連携を密にし、文化財の保存修理及び整備を進めます。
- 「文化財災害対応マニュアル」「文化財津波浸水予測図」を活用し、市町村・文化財所有者への注意喚起を図ります。また、それぞれの文化財の状況に応じた防災対策を進めていきます。

- 埋蔵文化財を含む文化財の総合的な活用を推進します。その際、埋蔵文化財総合センターを拠点に文化財のデジタルコンテンツ化をはじめとした情報発信に努めることにより、住民参加による活用を図り、文化財を活かした地域づくりを進めます。

施策2 【いにしえ夢街道^{*1}】

現 状

- 近年、新たな史跡指定が相次ぎ、活用への期待が高まっていますが、本県は全国的に見ると、史跡の指定件数が少ない状況にあります。そこで、指定候補物件について調査を進め、地元との調整を行っています。
- 平成18年度から、国指定史跡や周辺の文化財をつなぎ合わせて、各市町村と連携しながら、文化財を活かした地域づくりを進めてきました。この結果、国指定史跡を中心とする8箇所の文化財活用ゾーンを設定することができました。8箇所の活用ゾーンにおける取組や、各ゾーン間の連携を促進する取組を支援しています。
- 県域全体にわたる史跡・埋蔵文化財の保存・活用に向けての、情報の発信が求められています。

課 題

- 活用の核となる史跡の整備事業に対する支援の継続と、保存目的の発掘調査に基づく史跡指定を積極的に推進する必要があります。
- 既設8ゾーンについては、各ゾーンで主体的な活動を促すための方策に取り組む必要があります。
- 既存8ゾーン間の連携を促進する取組を推進する必要があります。
- 文化財の保護・活用に向けて、県内外への情報の発信を行い、関係諸機関や団体による活用のための広域ネットワークのシステムづくりを進める必要があります。

今後の取組

- 重要遺跡の確認調査を行い、新たな指定・選定を推進するとともに、埋蔵文化財の適切な保存と保護・活用を図ります。
- 広報等で情報発信し、「いにしえ夢街道構想」の一層の周知を図ることにより、地元の文化財に関心を持ち、県民が「ふるさと徳島の歴史を再発見し、郷土を愛する心の育成を図る」ため、県民が参加・参画できるような取組をめざします。
- 県内における埋蔵文化財保護の拠点である埋蔵文化財総合センターの、文化財情報発信機能を強化していきます。また、「いにしえ夢街道実施計画」に基づき、県内各地をつなぐ情報システムを構築するとともに、活用価値を高め、文化財を活かした地域づくりを支援します。

*1 いにしえ夢街道：県内の史跡・文化財の総合的な活用を図ることで、県民の郷土を愛する心を育み、ひいては県域全体の活性化につなげていこうとする構想の名称。現在、県内に8つの活用ゾーンを設定している。現在設定している「8ゾーン」は、「室町ロマンから藩政へのみち（藍住町・徳島市）」、「古代政治のみち（徳島市・石井町）」、「古墳から寺院への道（美馬市）」、「古代王権への道（鳴門市・板野町）」、「山寺へのみち（勝浦町・阿南市）」、「丹田古墳の世界（東みよし町）」、「海上のみち（牟岐町・海陽町）」、「ソラのみち（三好市）」。

5 学び続ける場と機会の充実

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現をめざし、これまでの学習成果を指導者や教育支援者としての活動につなげることにより、さらなる生涯学習意欲の増進を進めます。

施策1 【各種団体の活性化・人材育成】

現 状

- 「地域の絆ですすめる防災生涯学習プロジェクト」を実施し、学校・家庭・地域連携支援スペシャリストを養成、派遣しています。また、南海トラフの巨大地震に備え、学校と地域が連携して取り組む防災キャンプ^{*1}を推進しており、平成26年度は2つの学校・地域で防災キャンプを実施しました。
- 各種社会教育団体及び、社会教育団体相互の連携等により、子どもの健全育成を推進するとともに、子どもの体験活動などが進められています。
- 平成4年から県内の教職員を対象に社会教育主事^{*2}の養成を行っており、養成した社会教育主事は、地域の社会教育活動に対する指導・助言に加え、社会教育事業に関する企画・立案等を行うなど、社会教育行政の中心的な役割を果たしています。(平成25年度までの養成人数：222名)

課 題

- 南海トラフの巨大地震に備えるためには、学校防災と地域防災との連携が必要です。地域防災を進める各種団体との連携とともに、学校と地域団体とをつなぐ人材が求められています。
- 社会教育団体を活性化することにより、子どものさらなる体験活動の充実を図る必要があります。
- 市町村教育委員会においては、資格を持つ社会教育主事が配置されていない市町村があり、社会教育行政を推進するためにも、社会教育主事を養成する必要があります。また、社会教育主事としての専門性の向上等を図るなど、資質の向上も必要となっています。

今後の取組

- 地域における子どもたちの様々な交流・自然体験等のコーディネート活動や各種講座で学んだ学習成果を活かし、養成した学校・家庭・地域連携支援スペシャリストを派遣し、地域の絆のもと地域の教育力の向上を図ります。
- 社会教育団体の活性化を図るため、社会教育団体との連携、社会教育団体の研修の充実に努めます。
- 社会教育主事または生涯学習・社会教育関係職員を対象とした研修会を実施し、資質の向上を図ります。

*1 防災キャンプ：未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受け、各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを実践する活動のこと。

*2 社会教育主事：都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、一定の資格を有し、社会教育法の規定に基づき、社会教育を行う者に、専門的・技術的な立場から助言と指導を行う者。

施策2 【学習成果を社会に還元する機会の充実】

現 状

- 県立総合大学校では、講師等として地域社会に貢献する意欲を持ち、認定試験に合格した方を「とくしま学博士」として認定しています。
- 地域における生涯学習のリーダーを育成し、家庭・地域の教育力を再生するために「女性のためのスキルアップ講座（女性地域教育推進者養成講座）」、「ほのぼの家庭教育づくりプログラム事業『孫育て楽しみ隊講座』（家庭教育支援者養成講座）」、『父親カルネサンス推進講座』（家庭・地域教育推進者養成講座）」等を開催し、各種講座の受講者や修了者に、「生涯学習情報システム」の人材・指導者情報（「まなびーあ人材バンク」）への新規登録を呼びかけ、学習成果を社会で発揮できる機会を提供しています。
- 学校、家庭、地域連携支援スペシャリストを養成、派遣し、地域教育力の向上と地域の人材活用を進めています。
- 各種講座・イベント情報や、人材・指導者情報など、県内の生涯学習に関する様々な情報をインターネットで提供しています。

課 題

- 地域には優れた知識と技能をもつ人材が多数いるため、その方々が力を発揮できる機会と場所を創出していく必要があります。
- 一人一人の学習活動が、健康で豊かな生活を営み、生きがいのある充実した人生となるように、学びの機会を「いつでも」「どこでも」提供していく必要があります。

今後の取組

- 市町村と連携を図りながら、地域の人材を「生涯学習情報システム」の人材・指導者情報（「まなびーあ人材バンク」）に新規登録してもらい、講師や指導者として活躍できる機会を創出します。
- これまでの学習成果を学校の教育支援につなげていけるように「地域ぐるみの学校支援事業」や「放課後子供教室推進事業」を推進していきます。
- 生涯学習への県民の多様なニーズに対して、ワンストップサービスで対応できるように、情報収集に努め、積極的な情報発信を行い学びの機会を提供します。

6 生涯スポーツの振興

生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツを「する」ことだけでなく、「観る」「支える」ことも含めた様々な方向からスポーツへの参画を促進するとともに、ライフスタイルに応じた多様なニーズに応えるため、市町村やスポーツ関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、効果的な事業を展開します。

施策1 【生涯スポーツの充実】

現 状

- 本県の総合型地域スポーツクラブは平成27年7月時点で、22市町村に34クラブが設立

され、育成率は91.7%と全国平均(80.8%)よりも高くなっています。また、県内で約9,100人がクラブに加入し、それぞれの地域でスポーツ活動や健康づくりに取り組んでいます。

- 成人の週1回のスポーツ実施率65%をめざし、総合型地域スポーツクラブ等においてスポーツ教室やスポーツイベントを実施しています。
- 子どもの体力向上につながる運動やスポーツ活動への取組、幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣を身に付けさせるため、キッズスポーツインストラクターの養成を行っています。

課題

- 総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの中核を担う組織に成長するためには、市町村や関係機関・団体等との有機的な連携、多様な運営財源を確保する必要があります。
- より多くの県民のスポーツ参加を促進するため、家族や仲間などと気軽に参加できる運動やスポーツ環境を整備する必要があります。
- スポーツ指導者の登録を行う「とくしまスポーツすだつネット」登録者の増加をめざすとともに、制度の認知度を高め、活用を図る必要があります。

今後の取組

- 総合型地域スポーツクラブと市町村や学校、競技団体などが円滑な連携を図ることのできる体制づくりに努めるとともに、総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの中核として公益的な活動に貢献できるよう、NPO法人格の取得を促進します。
- 総合型地域スポーツクラブにおいて、スポーツ実施率の低い特定の年齢層や性別などを対象にしたスポーツイベントやスポーツ教室を実施し、会員の増加につなげるとともにスポーツ実施率の向上をめざします。
- スポーツが日々の暮らしに定着し、だれもがそれぞれの年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことができるようスポーツイベントなどへの助成や情報発信などを行います。
- 総合型地域スポーツクラブにスポーツ指導者等を派遣し、子どもの体力向上や糖尿病など生活習慣病予防対策等の取組を推進するとともに、スポーツボランティアの養成と活用を図ります。

